

只木ゼミ前期第12問検察反対尋問レジュメ

文責：4班

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護側が採用する原則幫助犯(共犯)説は正犯が成立する余地はあるのか。あるならばどのような場合か。
2. 弁護レジュメ1頁22～23行目「構成要件～認められる」とあるが、正犯性を認めるためになぜ構成要件的結果の直接惹起を要求するのか。
- 10 3. 弁護側レジュメ1頁23行目以下で、「そうした～原則となる」とあるが、例外的に正犯性を認める場合もあり得るのか、あるとしたら、どのような場合なのか。
4. 弁護レジュメ3頁16行目、「甲と乙の暴行は同一機会である」とあるが、弁護側はこの機会の同一性をどのように解しているか、また本問においてはなぜ同一機会だと言えるのか。

以上